

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

日時	令和7年6月23日（月）14：00～16：07
場所	本庁舎2階 203会議室（オンライン会議システム併用）
出席者 （五十音順）	【委員】 新井 努 委員 笹原 克 委員 宮内 愛美 委員（オンライン会議） 若林 祐太 委員 【関係人】 榊田 幸治 関係人（オンライン会議） 田上 諒 関係人（オンライン会議）
事務局	市民生活部地域安全推進課長、地域安全推進課担当係長、地域安全推進課職員 市民生活部企画課長、企画課担当係長、企画課職員
傍聴者	1人
議題	1 川崎市防犯灯LED化ESCO事業の総括評価について 2 川崎市防犯灯LED化ESCO事業の次期事業手法について
地域安全推進課担当係長 地域安全推進課長	開会 ・開会 ・オンライン会議システムを使用した会議の開催方法について説明 （委員4名中1名がオンライン会議システムを使用して出席） ・委員4名中4名出席により会議の成立を確認 ・会議の公開・非公開 ⇒「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、公開とすることで決定 ・会議録の作成 ⇒「要約方式」により作成することで一同了承 ・会議録の確認者 ⇒委員全員で確認をすることについて、一同了承 ・会議録の委員名記載 ⇒会議録への委員名と発言内容の記載及び委員名が開示対象となることを確認 ・配布資料確認 ・委員の紹介 ・委員及びその家族が当該民間活用事業者と利害関係がないことを確認 ・開会あいさつ ・部会長の選出 ⇒互選により部会長は笹原委員に決定

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

笹原 部会長	議題に入る前に、本部会の審議においては、防犯灯の設備、更新や維持管理、事業手法などに対する広範な知識が必要となることから、部会委員のほか、関係者の出席と発言が必要と考えております。 「民間活用事業者選定評価委員会等の委員の選任に関する指針」第3条第2項において、会長が認める場合に関係者の出席及び説明、意見の聴取が認められていることから、本事業の専門性を踏まえ、関係者として、 パナソニック株式会社 榊田 幸治（ますだ こうじ）氏 同 田上 諒（たがみ りょう）氏 の出席と発言を認めたいと存じますが、よろしいでしょうか。 ⇒ 一同了承（両関係人はオンライン会議システムにより参加出席）
地域安全推進課職員	議題1 川崎市防犯灯LED化ESCO事業の総括評価について ＜資料1「川崎市防犯灯LED化ESCO事業の総括評価について」に基づき説明＞
笹原 部会長	ありがとうございました。それでは、議題1について、基本的には資料として整理していただいておりますので、「4 検証内容に応じた評価項目の考え方」や「5（1）事業としての評価に関する検討・分析状況」、「5（2）手法としての評価に関する検討・分析状況」などについて、整理された内容が適正かどうかということを、委員会として評価、確認していきたいと思います。 最初に、説明の中で御質問や不明な点などがありましたら、お聞きしたいと思いますが、まず私から1点確認させてください。 「5（2）手法としての評価に関する検討・分析状況」の「③事業スキームの妥当性」の「（ウ）業務範囲」の部分で、4ポツ目に「コールセンターの設置などにより、道路照明灯のESCO事業での対応と差異があるため、次期事業の業務範囲について整理する必要がある」という記述がありますが、この「対応の差異」について説明していただけますか。
地域安全推進課職員	市民文化局が所管している防犯灯ESCO事業では、灯具の故障時の連絡対応として、民間事業者によるコールセンターを設置し、24時間対応としているのに対して、建設緑政局が所管している道路照明灯ESCO事業では、コールセンターを設置しておらず、各区役所の

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

地域安全推進課職員	道路公園センターが対応しているため、24時間対応とはなっていないなど、対応形態が異なっていることを言っています。
笹原 部会長	基本的に事業として同一ではないということで、承知しました。 それでは、各委員の方からも全体としてお聞きしたいと思います。専門的な内容でもありますので、まず若林委員のほうで全体としての評価やお気づきになった点がもしあれば、ご指摘いただければと思います。
若林 委員	資料5ページ目の「5（1）事業としての評価に関する検討・分析状況」の「①市民に十分な量及び質のサービスを提供できたか」の「(ア) 防犯灯新設工事」の表について、「要望灯数（うち基準を満たす灯数）」と記載がありますが、この「基準」というのは、何の基準を満たすということなのでしょう。
地域安全推進課職員	「基準」について、表の下の方の黒ボチ1つ目に括弧書きで記載させていただいております。 毎年、年に1回、各町内会様、自治会様から防犯灯の新設要望という形で、この場所に設置をしてほしいという、ご要望を承る事業をESCO事業の中で行っております。 その際に定めさせていただいている基準が、「他の屋外照明から25メートル以上の距離が取れていること」及び「不特定多数の人が通行可能な場所」を満たすものということになっております。 不特定多数の人が通行可能な場所という基準については、例えば、マンションにお住まいの方だけが通るような場所ですとか、一般の方の立入りが禁止されているような私道というのは、公共性から外れるという点から、距離基準と合わせて、「不特定多数の」という基準として設定させていただいております。
若林 委員	距離基準については、どのようにして定められているのでしょうか。
地域安全推進課職員	公益社団法人・日本防犯設備協会が一般の方々の安全・安心に寄与することを目的に、防犯機器に必要とされる性能として制定しているRBS（優良防犯機器認定制度）基準において、防犯灯の照度基準を設定しており、そちらの照度の距離を満たす設置間隔として、本事業においては25メートルということで設定しています。
若林 委員	その照度基準というのは、「この距離に対しては、この明るさを担

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

若林 委員	保できる機器を選定してください」というような基準なのですが、今回の事業では、例えば、既に選定する灯具が決定していて、その灯具を導入するから 25 メートルに設定したということなのでしょうか。
地域安全推進課職員	仕様書上は、20VA（「VA」は機器に投入される電力容量であり、防犯灯器具固有の電灯料金区分の基準となる）に対応した灯具を基本としており、照度基準を 25 メートルの設置間隔で満たす灯具として一般的な 20VA の灯具を採用しています。 ただし、要望いただく設置箇所が電柱の時もあり、設置間隔が若干離れてしまうこともあるため、その場合は倍の 40VA の対応灯具とすることで、照度基準を確保する対応としています。
地域安全推進課長	25 メートルの設置間隔については、道路もきれいな直線の道路とやや曲がった道路がありますので、市としては、やはり地域の方が暗いと感じている箇所に対して設置したいと考えているため、この 25 メートルというのは一つの基準であり、道路の構造や状況などに応じて、設置間隔が 25 メートルに満たない場合でも、現場の状況を判断して柔軟に対応しています。
若林 委員	承知しました。次にコールセンターについて、24 時間 365 日受付とありますが、これは人の常駐による受付対応なのでしょうか。
地域安全推進課長	365 日 24 時間、スタッフによる電話受付の対応となっています。
若林 委員	個人的に気になったのが、例えば、車両事故の対応であれば、現場での対応が必要なため 24 時間受付対応にするというのは理解できるのですが、防犯灯が点灯していないという通報を 24 時間受付で対応したとしても、対応としては、受付から 3 営業日以内に復旧作業となっており、その場で復旧対応とするわけでもないのに、24 時間受付としている点です。素朴な疑問として、やや過剰ではないかとも考えます。
笹原 部会長	この点については、次期事業手法において、どうしていくかということでご意見が当然出てくる部分でもあらうと思いますので、後ほど議論したいと思います。
若林 委員	コールセンターの受電実績についても、分れば教えていただきたいです。

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

地域安全推進課職員	調べて後ほど回答させていただきます。
笹原 部会長	調べていただいている間に先に進めたいと思います。 それでは、全体としてお伺いしましたけれども、事業がその目的に適ったか否かというところから、大きく見ていきたいと思います。 一つは、この事業自身がE S C Oという名前がついており、電力量を削減し、なおかつ二酸化炭素排出量を削減するということが一つの大きな目的になっているわけです。 それに関しましては、先ほど説明がございましたけれども、一つはL E D化することによって電力消費量を大幅に減らすことができたということで、そういう意味ではこの8年間の実績というのは非常に高いということが証明できると思います。 それに合わせまして当然電力量が減っているということは、二酸化炭素の排出に関しても環境問題に関しても適応できているということで、本事業としての役割は十分果たしたというふうに思います。 それからもう一つが町内会等の負担の軽減についてです。防犯灯については、それぞれ町内会にとっても負担の部分があったり、L E D化をやりようと思っていたのができなかったり、色々なことがあったと思われる。 町内会・自治会についての負担を軽減して、一括して防犯灯の管理をしたということで、非常に効率的かつ順調にこの事業を進めてきたかなというふうに思いますので、事業としての全体の防犯灯の管理・運営ということに関しましても、市としてはかなりメリットがあったと、先ほどのデータからいえますと言えそうです。 そうした意味では、本日の資料によりこれら2つの環境面や全体の運営・管理に関しては十分評価ができるかなというふうに思いますが、所管課として他にも何かこういうこともできたのではないかと、というようなことがもしあれば教えていただきたいと思います。 それとも、これはこれで状況が良かったという評価でよろしいのか、そのあたりについてお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。
地域安全推進課長	その前に、先ほど若林委員からご質問いただきましたコールセンターの対応実績について報告いたします。 令和6年度の1年間の対応実績といたしましては、291 件報告を受けております。 内訳ですが、役所が休みの土日で対応した件数は 35 件で、そのうち、灯具の柱自体が倒れてしまっているような緊急対応が必要だったものが1件となります。

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

地域安全推進課長	あとは、われわれ職員で対応できない部分、平日の夜間 17 時 15 分から翌 8 時半までに対応したものが 36 件。そのうち、緊急対応したものが 5 件。祝日の日中対応が 3 件、緊急対応したものが 1 件となっています。 緊急対応をどういうふうのエスカレーションするかと申し上げますと、コールセンターから、我々市をかまさずに直接、工事業者に連絡がいった、委託された施工業者が動く、そういうエスカレーションになっています。 以上のとおり、令和 6 年度全体の役所の業務時間外の実績としては 74 件、そのうち緊急対応が 7 件という件数になっております。
若林 委員	緊急対応が何件かあったということで承知しました。 先ほど、道路灯については市の職員が対応されるとのことでしたが、そうすると、道路灯の場合は、閉庁している時間帯については、緊急対応は受け付けていないのでしょうか。
地域安全推進課長	道路公園センターの職員の場合、緊急連絡を受けて、本当に緊急対応するものは、職員が休日出勤で対応しています。
地域安全推進課職員	道路公園センターは、組織の中に作業できる職員がいるため、緊急連絡を受けてから車で現場に直行し、仮復旧できる点が我々と異なる点となります。
地域安全推進課長	我々の場合、技術職の職員がいないため、連絡を受けても判断ができないこともあり、どうしてもコールセンターの設置による緊急的な対応として、受託業者に直接対応していただく運用となっています。
笹原 部会長	先ほどの ESCO 事業の環境面に関しては、かなり十分な成果が出ているという評価ができると思いますが、運営管理について、これは管理費や手間がなくなったということで、町内会等にとっては、それに有り難かったのかなと想像をしているのですが、具体的な事例として、逆に問題点やクレームみたいなものがあったのならば、教えていただけますか。
地域安全推進課長	町内会からは余り頂戴していませんが、市民の方からよくいただくご意見としては、市として基本的に 20VA の基準で設置しているのですが、明るすぎる、逆に暗いから明るくしてくれというようなご意見があります。 状況としては、20VA で十分とは言いつつも、やはり少し街路樹がか

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

地域安全推進課長	かっている等の灯具の周辺環境で、同じ基準でも暗いと感じるケースと逆に明るすぎると感じるケースがあるようで、そのあたりについては、ぜひ企業の皆さんにもご意見をお伺いしたいと考えております。
笹原 部会長	若林委員、いかがでしょう。20VA を基準として設定されているとのことなのですが、この値を 40VA や 10VA に変更するというのはあり得るのでしょうか。
若林 委員	先ほどの説明を伺ったかぎり、R B S S 基準に則って、妥当な灯具を導入されていると思います。明るさについては、人によって感じ方が違いますので、その人ごとに合わせるというのは難しいのではないかと思います。
地域安全推進課長	ちなみに、横浜市では市内一律 10VA の基準設定としており、川崎市のように臨機に照度を加減した灯具を設置するようなサービスはしていないと伺っています。
笹原 部会長	他都市で 40VA に基準を設定している自治体はあるのですか。
地域安全推進課職員	自治体間で確認を行ったわけではありませんが、基準を 40VA に設定している自治体については、あまり聞き及んでいないところです。
笹原 部会長	次期事業手法における基準設定については、検討の余地はあるかもしれませんね。
地域安全推進課長	10VA と 20VA の灯具の違いで明るさにどの程度の差異があるのか等、研究の余地はあるかと考えます。
笹原 部会長	20VA の基準について、宮菌委員、パナソニックさんは、ご意見等はあるのでしょうか。
榊田 関係人	10VA と 20VA の使われ方の差ということで、川崎市さんは基本的に 20VA の灯具を採用されているということでしょうか。
地域安全推進課長	基本 20VA で対応させていただいており、場合によっては、40VA に上げたり、10VA に下げた対応をしております。
榊田 関係人	まず前提として、VA というのは（機器に投入される電気の）容量の話なので、明るさの基準とは少し話が違うということをご理解いた

令和 7 年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

梶田 関係人 地域安全推進課長	できればと思います。 おっしゃられている 20VA の灯具というのは、公益社団法人・日本防犯設備協会が制定している照度基準のクラス B を満たすような製品ということでしょうか。 照度基準ではクラス B プラスとなります。
梶田 関係人	承知しました。10VA と 20VA の製品でクラス B プラスの場合、灯具の設置間隔の差は 20 メートルほどで、当然、差があります。 基本的には防犯という観点からは、明るいほうがいいというふうになろうかと思えますし、基準的にもクラス B プラスを満足しようと思ったら、20VA の電気容量はどうしても必要になりますので、川崎市で設置されている灯具については、全国的に見ても比較的明るさを確保できていると思えます。 どうしても通行する際に不安に感じる方やお住まいの方にとっては明るいほうが安心とお考えになれる方もおられるでしょうから、一定の明るさの確保は必要な一方、眩しさについては、後から灯具に遮光ルーバーを設置したりするなどの対応になろうかと思えます。 なかなか一概に言えずに申し訳ないのですが、照度の過不足については、100%の対応というのは難しいのではないかと考えます。
笹原 部会長	承知しました。それではこちらについても、次期事業手法の検討における課題として挙げさせていただければと思います。 また、さきほどコールセンターの対応について、他の委員から 24 時間 365 日受付の対応は過剰ではないかというご意見がありました。が、梶田関係人としては、そのあたりはいかがお考えでしょうか。
田上 関係人	田上から回答させていただきます。当初（本事業導入時における業者向け提案募集）の仕様書を確認させていただいたところ、当初の仕様書上では、コールセンターの設置は 8 時半から 18 時の時間設定になっていましたので、おそらく現在受注されている事業者グループが独自提案で 24 時間 365 日に設定されているのではないかなと思えます。それを考えた上で、当初設定していた 8 時半から 18 時の時間設定がなぜその設定になっていったのかということに、まずは立ち返られるのがよろしいのではないかと考えます。24 時間 365 日というのは、やはり長ければ長いだけ、緊急時でも対応できるというメリットは間違いなくありますので、それを勘案した時に、緊急対応の 7 件という数字を果たして多いと考えるのか、少ないと考えるのかは、市としてのご判断になってくるのかなと考えます。

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

笹原 部会長	ありがとうございます。町内会等から意見がなかったかということで伺いましたが、実際事業を運営されている所管課側からこの辺が少し問題あったなというような点があれば、お答えしづらいかもしれませんが、ご指摘いただきたいのですが、いかがでしょうか。
地域安全推進課長	やはり今回のESCO事業、先ほど効果の説明の箇所でもごらんいただきましたけれども、想定以上の電気料金の高騰があり、国の交付金なども活用して何とか相殺しようと努力してまいりました。 人件費についても、10年間という事業期間の中で高騰を予見して、あらかじめ想定して事業計画を作るのが、なかなか難しかったと実感しております。 やはり事業期間が長くなればなるほど、サービスの継続性を確保できると考えますが、人件費や電力費の高騰などの社会的な変動の部分というのは予見が難しく、受託事業者と都度協議を行い、変更契約などで対応してきたところであり、そうした予見困難性が、今回のこの10年という事業の中での一つの課題であると感じております。
笹原 部会長	分かりました。事業スキームの問題ですね。 先ほど申し上げた環境問題と、それから各町内会等の負担を減らす、という2つのほかに、もう1つ重要なのは、本事業が民間活用事業であるということです。事業スキームが非常に重要で、民間事業者にとって赤字では事業を実施できないわけですが、かといって、とても儲かる仕事にも見えないのです。 ということは、それが民間活用で上手く運用できたのかという点が少し心配なのですけれども、事業スキームとコストの関係について、新井委員からご説明いただいてもよいでしょうか。
新井 委員	資料1の7ページの表を見ると、先ほどご説明いただいたとおりで、事業化前のコストと比較しても、平均の総事業費は低いため、確かに効果があったということが分かるのですが、①のESCO事業費の推移を確認すると、直近年に向かって数字が上がってきているので、平均と比較するのが難しい部分があるのかなとも思います。 ただし一方で、その上のESCO未導入の場合として試算していただいた表に記載されている5億8千8百万円という数字と比較するならば、十分コスト削減できていると思います。 ①の総事業費の表のうち、電気料金はやはり直近の令和4年から上がってきている一方で、ESCO事業費については、平成29年から比べると当然上がってはいますが、令和2年あたりから見ると、そこまで上がっていないことが分かります。

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

新井 委員	笹原先生がおっしゃるように、諸々のコストに比べて、ESCO事業費はそこまで増えていないという見方ができるかと思いますので、ここは確かにすごく評価できるとは思いつつ、事業を受託している事業者からすると、厳しい側面があるのかなと思うところもあります。
笹原 部会長	新井委員のご意見を伺うと、いわゆる民間活用事業で実施したことで、行政にとっては上手くいきました。そして、エネルギー消費に関しても改善できました。同じように電気料金も削減できましたというところで、この3つが揃わないとなかなか事業評価ができないわけですが、今のお話だと、確かに行政側にとって上手くいっていると評価できると。 一方で、それはそれで評価するけれども、事業運営者として民間活用ということで、上手くいったのかどうかということが若干心配ですねというご意見です。誰にお答えを求めているのか難しいですが、事業運営者としても全然上手くいきました、それなりに利益もありましたよと評価してよいのかどうか。
若林 委員	ESCO事業者のご意見は存じ上げないため、あくまでも個人的なイメージとして申し上げますと、ESCO事業に伴う灯具の数量は多いのですが、多い分、灯具メーカーとしては安く販売することになると思いますので、実際には分りませんが、薄利多売なイメージがあります。 事業者目線でどうなのかという点では、灯具メーカーとしては、どちらなのだろうという疑問はあります。他社様の状況も分らないですし、別の立ち位置から見れば、多く販売できるなら、それでよいではないかというご意見もあるでしょうから、私の立場から申し上げてよいのか分りませんが、個人の目線からは、結構カツカツでやられているようなイメージが何となくあります。
地域安全推進課長	やはり事業そのものは大きいんですが、基本料金の固定費が非常に大きいところがあり、先ほどの不測の緊急対応ですとか台風で灯具の交換が一斉に必要なになったりする場合もございます。 事業当初はやはり灯具のLED化を一斉に行うということで、まさに今おっしゃった薄利多売でも多分事業者さんにとってもメリットがあったのではないかというふうに認識しているのですが、これからは順次交換という形になりますし、LEDの寿命も当初10年と言われていたものが、今では10年以上が普通になっていると聞いておりますので、その辺りで新設数もそんなに増えていないというところで、おそらく、事業者からは伸び代がある事業には見えないのかなというところがあるとも考えています。

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

地域安全推進課長	なので私たちとしては、次の話になるんですけども、手を挙げてくださる業者があるのか、この事業のメリットは果たしてどこにあるのか、どの部分を見せて、どの部分を潰していくのかというところを、まさにご意見をいただきたいと思います。
新井 委員	この資料1の7ページの②番のESCO事業費の内訳表で、事業者側から、例えば基本料金やサービス料金について、交渉というか、少しこの値段をESCO事業費で上げてもらえませんか、みたいな話はあったりしないのでしょうか。事業者からすると、そこで少し収入が増えてくれると、事業者でも対応できる部分がでてくるのかなと。 当初このスキームで決めたんですけども、昨今の電気料金や人件費等のコストの高騰に合わせて、契約の見直しというかですね、大きなスキームは変わらないんだけど、少し変えたいみたいなことがもしあれば、事業者として多分困っているだろうなという部分を汲められると思ったのですが、あまりそういう話はなかったのでしょうか。
地域安全推進課職員	表中のサービス料の部分については、交渉というところはなく、その下の維持管理費の工事する際の単価については、コストの高騰に耐えきれないというところで、少し上げてほしいというところは令和4年度に交渉がありまして、単価表の改定対応をしたことはあります。
笹原 部会長	これは宮園委員にお聞きしてもいいのかわからないんですけども、今の事業者サイドからのこの事業全般の運用等について、何かご意見ありますか。
田上 関係人	田上から回答させていただきます。公共工事標準請負契約約款の第25条に物価変動についての規定がありまして、工期12ヶ月以上の工事について、残工事代金を算出した際に契約当初よりも1.5パーセント以上、受注者側の価格負担が増大した場合は、発注者側が価格の上昇に応じて、交渉を受けなければならないという規定がありますので、それに準じる形で、実際に発注時には柔軟に相場に合わせて単価を上げさせていただくというような形が、事業者としては最もやりやすい形になるのではないかと考えます。以上になります。
笹原 部会長	そうすると、特に苦しいということではなくて、さきほど薄利多売というお話もでていましたが、そこまで利益は出てないけれども、民間活用事業としては、それなりに運用できているという解釈でいいですかね。

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

田上 関係人	そうですね。もう一点申し上げるとするならば、柔軟な競争を促すという意味でも、厳しい価格設定だと最近是不調等が相次いでいますので、その辺りは御勘案いただかないと、単独入札になるなど、より良い提案という意味での競争も実現しにくいのかなという点がありますので、そこについてはお伝えさせていただこうかなと思います。
笹原 部会長	分りました。あと、事業者と行政間でのリスク分担について、私が見た限りでは、かなり市のリスク分担が多いというような割り振りになっていると感じがするんですけども、そういう意味では、事業者側とすると、急な価格上昇や柱の転倒が発生したといった場合のリスクについては、割と市側が柔軟に対応してくれているという受け止めでよろしいでしょうかね。
田上 関係人	もちろん、全てに対して市側に対応を、という話ではなく、基準としての公共工事標準請負契約約款が正式な通達として国交省から出ていますので、それを基に交渉を進めていくというような形が、民間事業者側からも、役所側からも納得のいく形で着地点を目指していけるのではないかと、という趣旨の発言になります。
笹原 部会長	次期事業手法に関しても、今ご意見いただいたところで、落札できないケースが間々起きているので、そのあたりは十分に検討した方がいいというご意見と承りました。ありがとうございます。 事業費に関しては、新井委員から他にお気づきの点や付け加える点がありますか。
新井 委員	先ほどの基本料金とかサービス料金の少し細かい内訳について確認させていただいたところ、保険料と借入金返済と金利償還分の3つが基本料金の金額として想定されています。金利については市場の状況がありますので、変動する可能性があるかもしれませんが、ほぼ9割方のところが元金の借入返済すなわち投資の回収という見方になるのかなと思います。 それ以外のサービス料金や新設・維持管理費等が、いわゆる事業運営のために関連する部分になるとしますと、事業者が得ている収入としてのサービス料とか維持管理費について、事業規模から考えると、かなりコンパクトに対応されていると受け取りました。これが先ほど笹原先生がおっしゃった事業者側が苦しくないのかという話の少し根拠のような話になるのかなと思います。 ここの部分で本当に賄えれば、たくさん手が上がって競争になりますが、なかなか苦しいなという話になると、なかなか参加しにくい

新井 委員	のかなというところが見えてくると思います。事業者側からすると削減する余地がなかなかないとかですね、借入の返済は契約で決まった返済額となるでしょうし、金利も市場で決まるとすると、本当に維持管理費のあたりで支出をカットしていくしかないわけですが、金額の規模から考えるとかなり限界はあるのかなというところが見て取れるのかなと思います。
笹原 部会長	ありがとうございます。やはり民間事業者が具体的に10年なら10年間、適切に事業を運営できなければ、この事業自体は民間活用としてESCO事業ができないということになってしまいますので、そういう意味では民間事業を受託した事業者もちゃんと運用がうまくいくということが大事であります。少なくともこの今期10年間の中では、今お話を伺った限りにおいては、民間事業者にちょっと大変そうには見えるんですけども、少なくとも大きな穴はなく、うまく運営できたというふうに解釈をしていいかなというふうに思います。 次期事業手法の検討に際しては、コストに関してもう少し考えないと、受けてくれる民間事業者が見つかりにくいのではないか、という点をアドバイスとして御指摘いただいたと思います。 総括いたしますと、この10年間の事業の評価の一つは、環境問題、エネルギー問題に関してですが、ESCO事業としての本質である電力消費や二酸化炭素の排出を抑えたということで上手くいったと評価できます。 もう一つが、防犯灯の町内会等々の負担について、行政による一括管理運営ができるようになったおかげで軽減することができ、防犯灯の管理運営が順調にできたこと。それに対してのサービスについても先ほどの24時間365日対応して、防犯灯の管理を行ったということで評価できました。 3番目として、これは民間活用でやられたわけですから、民間活用としての事業が上手くいったのかどうかということの評価としては、ちょっと大変そうだったけれども、民間事業としてそこまでの利益がなかったけれども、事業としてはそれなりに民間事業としてもできましたという評価となるというふうに解釈いたします。 以上のとおり議題1に関しましては、そういう意味では大きく3つの目的を果たしたということで評価できるかなというふうにまとめたいと思います。
笹原 部会長	2 川崎市防犯灯LED化ESCO事業の次期事業手法について 次に議題2に入りますので、所管課から説明をお願いします。

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

地域安全推進課職員	＜資料1の9ページ「6次期事業の取組の方向性」以降に基づき説明＞
笹原 部会長	ありがとうございます。それでは、資料1の「6次期事業の取り組みの方向性」の「(1) 事業内容について」、「(2) 次期事業の想定業務内容について」、「(3) 次期事業手法について」、という大きく3つの項目について、検討していきたいと思います。 こちらは、次期事業の名称は決まっているのでしょうか。
地域安全推進課長	名称は未定ですが、防犯灯の維持管理事業になろうかと思います。
笹原 部会長	ESCOという名称は外れるわけですね。 基本的には、これまで実施してきた町内会等の防犯灯の運営管理に、新しく商店街灯を状況によってはプラスアルファして検討しているんじゃないかということで、防犯灯の維持管理システムについて、これまで継続して作り上げたものもありますし、実績もありますから、それらを踏まえて、どう継続してより良くしていくかというのが一つあるかと思います。 それともう一つが、ESCO事業と同じく民間活用として民間事業者とやっていこうとしたときに、一体どういう手法があり得るのかというところがポイントになるのかなというふうに思いますので、そのあたりから議論していきたいと思います。 かなり内容が多岐にわたっていますが、まずLEDの更新が、今後さほど大きなウェイトを占めなくなる中で、むしろ、どのようにして管理していくのかという在り様が問われてくるだろうと。 それについて、次期事業に関しての提案があれば、意見を伺えればと思います。 まず、商店街灯への対応についてですが、これは商店街側から防犯灯の維持管理に含めてほしいということなのか、それともこちら側が維持管理に含めたいということなのか。
地域安全推進課長	商店街の中でも、やはり商店街の運営自体が厳しいという背景があります。防犯灯と違いまして、商店街灯というのは電気容量等の東京電力との契約手法について規制や距離の基準が何かあるものではなく、あくまで商店街が設置したい場所に希望の装飾等を施して設置しています。 防犯灯は、基本的に柱一つにつき、灯具は一つなのですが、商店街灯の場合は、駅前などは一つの柱に装飾が施されている灯具が2個ついていたたり、多い時は3個ついていたたりしています。消費電力も、基本的には100W以上とか、もしくは40Wぐらいのものが3個ぐらい設

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

地域安全推進課長	置されていたりするなど、明らかに防犯灯とは仕様が異なりますが、市としては、一定程度街の灯りということで、全てではないんですけども、防犯灯としての役割はあるというところで、商店街に対しては電気料を10分の6補助してきたという経緯がございます。 市としても、やはり商店街灯を丸ごと全部移管ということは、なかなか費用対効果としても難しい部分があり、先ほど話にもでた25VAなのか、20VA以下なのか、ある程度基準を示した上で検討する余地はあるのかなと考えておるところでございます。
笹原 部会長	商店街はいわゆる補助金をもらってますよね。
地域安全推進課長	市から商店街の商業振興を目的に一定程度の補助金が出ています。
笹原 部会長	そうですね、商店街の振興会等にお金がおおりてますよね。 そうすると、こちらの維持管理と組み合わさるのですかね。
地域安全推進課長	そこは関係所管課と少し協議していく必要はあると考えています。
笹原 部会長	商店街灯に関しては、こちらが誘ってるんですか、それとも向こうが防犯灯として引き受けてくれということなのですか。
地域安全推進課長	どちらかという、商店街が抱える課題があって、商店街灯の維持管理が困難であるということで、様々な団体要望の場面で相談をいただいております。
笹原 部会長	そうすると、商店街灯の管理を全面的に防犯灯の維持管理として移そうということなのでしょうか。
地域安全推進課長	一部になろうかと思います。この点は、線引きが難しいところなのですが、やはりすべてを市に移管することは、費用対効果もあって難しいと考えております。何の基準や要件もなく作られた灯具を市が全て受け入れるというのは違うのかなという部分があります。ただし、一定程度防犯灯としての機能として認められる部分については、何とかならないかという考え方をしております。 やはり商店街灯は明るさも違いますし、設置基準も違いますので、それをある程度整理しないと、逆に維持管理費が膨大かつ無分別に膨れあがってしまいますので、そうするともう、エコですとか節電効果、電気料削減などの話もすべて吹き飛んでしまうので、そのあたりが非常に難しい点ですが、やはり今の社会情勢等々を考えますと、検討の

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

地域安全推進課長	土台としては挙げていかなければいけないというふうに思います。 決してこちらから能動的というわけではないのですが、商店街の状況ですとか、社会的な電気料の高騰といった課題を鑑みると、検討課題の一つとしては排除することではなくて、それも検討していくということでございます。
笹原 部会長	分かりました。難しい課題ですね。 防犯灯の維持管理システムについては、既に構築されているものがあるので、それをなくしてしまうのはもったいないでしょうね。 もしなくしてしまうと、また各町内会等にある防犯灯自身の管理もできなくなって、元に戻ってしまいますものね。 そういう意味で、今までせっかく作り上げてきたシステムを上手く活用して、町内会等にもより安全になっていただきたいという思いであると受け止めました。
地域安全推進課長	令和9年度から事業をスタートするときには、市の管理している防犯灯がきちんと整理されている状態で始めないと、管理上の問題が出るので、おそらく少し前倒しで、今受託している事業者から新たに受託可能となる事業者には何かしらの引き継ぎですとか、システム入れ替えやデータの移行といった準備がおそらく必要になると思いますので、そこに要する経費や必要な期間等についても、次期事業を進めていく中で、事業者としっかり協議をしていく予定です。
笹原 部会長	10年間のESCO事業の反省等を踏まえて、次期事業に持ち込んでいくのだとすれば、先ほど出てきたような、24時間365日の対応の妥当性についても、決定する際のひとつ議題としていただくことができるかと思います。 運営費の問題も、年間で事業者側がどのくらいなら適切に運用できるのかという部分を把握いただいたほうがいいと思います。 毎年不足が生じた場合に、市も適切にカバーするということを示さないと、応募時に業者側が不安を抱くと思います。財務的に市もケアしていくので、そのためにはこのような点について対応してくださいというような形にしていかないと、応募してくれない可能性がありますので。
地域安全推進課長	先ほどパナソニックさんからもお話がありましたリスク分担等についても、公的な通知等を参考にしながら、台風等の自然災害など、予期し得ないリスクがありますので、そのあたりも今回の反省を生かした形での現実的な協議というのが必要になると考えています。

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

笹原 部会長	次期 10 年間の全体予算について見積もりの算出は可能なのですか。
地域安全推進課長	現行の受託事業者から、市として求める業務内容やサービス水準をもとに概算で出していただいていますので、精査が必要と考えています。少なすぎても、事業の継続性に問題がでるかと思えますし、やはり事業費がどこまで高騰するのかといった点やサービス水準に関しても、先ほどのコールセンターについて 24 時間じゃなくてもいいのではないかなど、削減の余地があると思います。
笹原 部会長	それと、せっかく民間活用をやるのであれば、やはり行政的にどのくらい費用が軽減されるのかという数字を出さないと、議会も通りにくいと思うので。 そのためには、ちゃんと費用をある程度積み上げて、行政が単独でやったときは、このくらいかかるけれども、民間委託にすることによって、このくらい費用が軽減できるという想定ですというものを少なくとも持っている必要があると思います。 そして、民間に委託する際には、民間もちゃんとそれで運用できるという担保を取っておかないと、いくら事業手法がいくつあっても、民間として上手く運用できないということになってしまいますから。 そこで3つの事業手法について、どうするかということですよ。 個別委託、包括的民間委託、P F I という3つですが、新井委員、いかがでしょうか。
新井 委員	すみません、ちょっと理解が違っていれば教えて欲しいのですが、契約の方法として、A、B、Cという事業をやろうとして、個別委託はAもBもCもそれぞれ契約発注しましょうという話で、包括的民間委託は、A、B、Cのうち、新規設置のものに関しては、別にAダッシュとかBダッシュとかCダッシュで契約発注しましょう、ということよろしいですか。そしてP F Iについては、Aダッシュ、Bダッシュ、Cダッシュも含めて全部合わせて、一つの契約でやりますと。その認識でよろしいですか。
地域安全推進課職員	包括的民間委託に関しては、個別業務委託のA、B、C、Dという事業がありましたら、AからCまではまとめられるというのが、包括的民間委託になります。 そこから外れてしまうDという事業が、今回の事業では新規で建柱をしなければいけない事業で、そこが既存の維持管理とまた別個になってしまうので、毎年やらなければいけない、それ以外はまとめてできるという形になります。

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

新井 委員	ありがとうございます。何が訊きたかったのかというと、今の話で A、B、C、Dがあるとして、AからDを一つの契約にしてしまうか、AからCをまとめて個別でDにするのか、事業費と予算という目で見ると、まとめてやった方がより効率的であるとか、コスト的には下がるんじゃないかなとは思いますが、AもBもCもDもやらなきゃいけないという前提でいうと、そこまでどれが一番有利になるとかは、余りないのではないのかなという感じがするんですね。
新井 委員	もちろんまとめてやった方がいいに決まってると思うんですけど、AはやらなくていいとかBはやらなくていいとかになれば、選択できるので、個別委託の方がいいんじゃないかなという気がしますけれど、市としてはAもBもCもDもやってほしいし、やる必要はあるという話であれば、あまり、どの方式でもコスト面では変わらないのではないかという話をした方がいいのかなとも思いました。 そうすると、手続面がより重要になってくるのかなと思ひまして、そこについては私はよくわからないんですけども、やはりまとめて行ったほうが手続的にも効率化するし、メリットが大きいということであれば、もちろん、まとめできる P F I という手法をするべきだと思いますし、個別でもそこまで負担ではないという話であれば、必ずしも P F I が絶対良いのかって言われると、分からないなという感じがしまして、そのあたりはいかがなのでしょう。
地域安全推進課長	市としては事業費について財政効果を高めたいと思いますので、コストを抑えたいんですけども、手続きという意味では、個別委託では、複数の契約事務を同時にこなす必要や個別の事業の横の連携等の課題があります。
地域安全推進課職員	契約までの手続について、市の民間活用制度を所管している部署に P F I 事業になった場合の段取りを確認したところ、必要となる資料や調整事項について、個別業務委託とは比べものにならないほど多く、遠い道のりになると言われており、令和9年度に次期事業が始まるにあたって、P F I 事業を選択した場合の選定までのスケジュール感についても、選定まで持ち込めるか、はっきり今の段階では正直分からない、場合によっては、開始時期を過ぎてしまう可能性があるというところも、正直なところ言われております。 包括的民間委託については、P F I 事業ほどの手続きまではいかなくとも、やはり個別委託で各事業者と契約をする仕様書とは違う内容となることから、ちょうど P F I 事業と個別委託の間くらいの手続量が発生するというところで、民間活用の部署からは、場合によっては

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

地域安全推進課職員	追加の手続きが必要になるかもしれないが、スケジュールとしては間に合うのではないかと考えております。どこではっきりと内容について折り合ってスタートを切れるかというのは、現時点ではまだどうしても調整中なところがあります。 個別委託の場合は、通常のスケジュールで間に合うのではないかと考えております。
新井 委員	対応できない期間をつくるわけにはいきませんから、スケジュールは重要です。 ちなみに、委員の皆さんに分かれれば教えてほしいのですが、防犯灯の事例が他でそのままあるかどうかは分かりませんが、似たような話で、こういう選択があったときにトレンドとしては、PFIが多いですとか、メリットとデメリットがあり、採用しているケースは余りないというような事例がもしあれば何か教えてもらいたいなと思ったのですが、いかがでしょうか。
田上 関係人	概ねさきほど議論に上がっていたとおりにかなと思っておりまして、PFIに関しては、基本計画を立てて、導入可能性調査を実施して、VFM計算をして、費用対効果がしっかり上がるかというような話をすると、2年以上、準備期間を要するかなというところではあります。 一方で、個別委託になると、事務上の手続も、それぞれかなりかかってきますし、ガバナンスのほうはしっかり事業ごとに集約が見込めますが、連携をどうしていくのかというところがあるかと思っております。 包括的民間委託については、新設を契約に含められないということで、一長一短あるので、何を一番重要視されるかというところかなと思います。 特に直近ではやっぱり、包括でまとめてやりたいというような意向が強いので、包括的民間委託の傾向が強いのかなと思います。 新設については個別契約にしているものの、管理台帳への記載等については、維持管理を任せている事業者を追加でそこはやってくださいねというような条件を付すというような形態が最近が多いのかなというふうには感じております。 追加でちょっと1点お伝えしておくとなると、基本的にそうした包括の場合において、特に既存のシステムがやはり他社には参入障壁になったりもしますので、そこについてはしっかりとご勘案いただかないと、結局プロポーザルや入札に出しても、既存の会社しか入れないということが往々にしてあるなというような印象は受けますので、そこについてはご注意くださいというふうには思います。

笹原 部会長	ありがとうございます。今かなり重要なご意見をいただいたように思います。 特に今のご意見と一緒になんですけれども、私も P F I は川崎市でいくつかやってますけれども、2 年とはかからないけど、1 年半は最低かかりますね。相当大変で、なおかつ、P F I に参加したい、受託したいという企業にとってのメリットが、正直言ってこの事業にはほとんどない。 ですから、企業として魅力がないので、P F I はちょっと難しいかなと、参加していただける企業を見つけるのが大変で、事業を成り立たせるのにご苦労が相当出るなという気がいたします。 それと個別委託に関しては、これはもうせっかく今までやってきたのを個別にやったんじゃあまり意味がないので、やってきたのを解体するような話ですから、いろいろ問題は残っているとは思いますが、包括的民間委託で、全体として今までの 10 年間の事業をちゃんと受け継いで、新しい衣に着替えてやっていくというのが一番素直な方法かなというふうには思います。 その際に先ほどの参入障壁の話が確かにあるので、何社か何グループかでこのシステムを選択するということができるのかどうか、せっかく今まで作り上げているシステム自身を受け継ぐということがあり得るのかどうかですね。 それともう一つは、やっぱり包括させていくときには、ここまでやってきているのですから、ぜひもし可能なら何社かを呼んで、彼らが自分たちのアイディアを出せる部分をもうちょっと増やしてあげてほしいと思います。今出ているのが多分最低限の業務内容だと思いますが、もうちょっといろいろな行政では考えられなかったような新しい防犯灯のシステムの提案があれば、このぐらいのお金はかかりますけど、それを行政のサービスとして考えれば非常に評価できることになりますよというような提案を受けるのが本来民間とやる意味なんですね。 ただ安くやってくれるからやるのが民間活用ではないんです。民間の知恵が出てくるようなやり方、企業に対しての提案の仕方、そこをぜひバッファーを作ってあげてやらないと、彼らも面白くない。事業として、ただ 10 年間やったことを今まで通り、しかも今度は維持管理だけをやるなんて、事業としての魅力は多分ないと思うんですよ。 だからこそ、その事業の魅力が彼らにとってもあるような部分をぜひ作ってやるのがいいと思います。 それが包括なのかどうか、どういうやり方でやればいいのか。ちょっと P F I ではないと思いますね。 事業体に参加しやすく、かつ魅力があるプロポーザルにしておかな
---------------	---

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

笹原 部会長	いといけないというところがポイントかなと思います。 ちょっと今のままだと魅力がちょっと足りないように思います。
地域安全推進課長	笹原部会長がおっしゃったように、やはり企業がこの事業を受託したいと思うような魅力ある提案ができるか、企業にとってメリットを生かして独自の事業展開が可能な方法が取れるか、その部分をどう見せていくか、見出していくかというのが課題であると重々感じております。
笹原 部会長	今少し考えついたアイデアベースの話で、可能かどうかは分かりませんが、例えば、防犯カメラと連携させて、防犯カメラのシステムを商店街でやられています、あれもなかなか大変だと思いますので、防犯カメラのシステムと上手く組み合わせて連携する、新しいシステムを作りましょう、ということであれば、現行のシステムに全部におんぶに抱っこで次期事業をやるのではなくて、もう一つ別のシステムとして、より高度なシステムを構築するということで、募集を投げかけて、連携して防犯のより高いシステムを作り上げるということを目指せば、企業によっては、防犯の別のシステムを持っているかもしれない。そういうのはいわゆる防犯関係で中国もやっているような、すごいシステムがあるかもしれないですし、防犯ということで、明るくしてあげるだけではなくて、どうせやるのなら、もうちょっと次のステップの防犯のシステムというのを考えるチャンスじゃないかなとも思います。 そのほか、委員の皆さんからご意見があればうかがいたいと思いますが、いかがでしょうか。 ⇒ 《 なし 》
笹原 部会長	それでは、議題2の次期事業手法について、いくつかご意見をいただきました。新しい手法やその手法の困難な部分、3つの事業手法の中では包括的な方法で検討して行ったほうがいいたろうことと、包括的民間委託については、いくつか問題も抱えているので、その点は十分に検討したほうがいいたろうということでした。
笹原 部会長	それでは、本委員会としましては、今後の問題、先ほど申し上げましたように、新しい次期事業手法においても町内会の利便をこれからも高め、なおかつ、もしかしたら、商店街灯の新しいニーズも一緒に取り込む検討もしているということと同時に、もしかすると、新しい防犯灯だけではない、もう少し新しい事業も検討して、防犯システム

令和7年度 市民文化局 民間活用事業者 選定評価委員会（防犯灯 ESCO 部会）会議録

笹原 部会長	自体をより向上させていくということで、民間の力を借りるというようなスタンスで進めていくということで、次期事業の方向性として理解したいと思います。
	閉会
笹原 部会長	それでは、以上で本日予定されていた議事はすべて終了となりますので、これもちまして、川崎市市民文化局民間活用事業者選定評価委員会防犯灯 ESCO 部会を閉会いたします。 いろいろご意見いただいて、ありがとうございました。
地域安全推進課担当係長	本日の委員会の審議内容を踏まえまして、総括評価結果について、市ホームページで公表いたします。 会議録につきましては、事務局から皆様にお送りさせていただきますので、加除修正の上、ご返送くださいますよう、お願いいたします。 以上となります。 本日はご協力ありがとうございました。 以上